

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例					法令番号	平成10年佐賀県条例第22号		
手続名	制限区域車両運行許可					根拠条項	第10条第2項		
審査基準	<p>1 次の各号に掲げる者に限り、制限区域車両運転許可を与えることができる。</p> <p>(1) 航空整備士及びその補助者          (2) 運航管理者及びその補助者          (3) 旅客の誘導要員又は航空機との連絡要員          (4) 燃料、貨物、機内食等の積卸要員          (5) 制限区域に立ち入ることを本務とする者          (6) その他佐賀空港事務所長が特別に必要があると認める者</p> <p>2 制限区域車両運行許可は、空港の管理、運営に必要な最小限のもので、航空機の運航の安全を阻害する恐れがなく、かつ次の各号に掲げる</p> <p>(1) 原則として、4輪以上の車両          (2) 航空機から容易に識別できる鮮明な色で塗装されている、又は標識旗を掲げている車両          (3) その他佐賀空港事務所長が特別に必要であると認めた車両</p>								

受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14日	目次No.	5
						標準経由期間	日		